令和　　年　　月　　日

中部運輸局岐阜運輸支局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 代表者名

 連　 絡 　先

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

する

した

　自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更　　　　のでお届けします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所

２．変更事項 （該当番号を○印すること。）

|  |
| --- |
| １．貸渡人の氏名又は名称　　　　２．貸渡人の住所　　　　３．法人の役員４．事務所の名称　　　　５．事務所の所在地　　　　６．事務所の新設・廃止７．貸渡料金　　　　８．貸渡約款　　　　９．増車（※マイクロバス・その他）１０．代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの）１１．レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止　　　（レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合）１２．レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止(ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)１３．配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止 |

　　※ マイクロバスの増車届出及びレンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）に使用する

車両については、「５．確認事項」について記載のこと。

３．変更事項の新旧（新設・役員増員・増車は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新 | 旧 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．変更年月日

令和　　年　　月　　日

５．確認事項

 ・他車種におけるレンタカー事業当初開始年月日（平成・令和　　年　　月　　日）

　　 ※ 新たにマイクロバスを導入する場合

　　・理　由

　　　マイクロバスを導入する理由

　　　レンタカー型カーシェアリングを実施又は廃止する理由

　　　配置車両のワンウェイ方式を中止する理由（該当するものに○）

・ラウンドトリップ方式のレンタカー型カーシェアリング車両として使用するため

・一般のレンタカー車両として使用するため

・その他（　　 　　 　　 ）

添付書類

　１．貸渡人の氏名または名称(添付書類なし)

　２．貸渡人の住所(添付書類なし）

　３．法人の役員：欠格事由に該当しない旨の宣誓書

　４．貸渡人の事務所の名称：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）

　５．貸渡人の事務所の所在地：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）

　６．事務所の新設・廃止：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）

７．貸渡料金：変更後の貸渡料金

　８．貸渡約款：変更後の貸渡約款

　９．増車：① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表

　　　　　　② 許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）

　　　　　　③ 直近２年間の自家用マイクロバスの貸渡簿の写し（マイクロバスの

増車に限る）

　10．代替（事務所別車種別配置車両数の変更を伴うもの）：

　　　　　　① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表

　　　　　　② 許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）

　11．レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止：

　　①カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式

　　②①の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図

③②の保管場所を管理する事務所の所在地

④ＩＴ等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法

⑤車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法

⑥会員規約又は契約書

⑦「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2.(5)②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

　12．レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止：

①レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ）の実施に係る確約書

13．配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止

①事務所別車種別配置車両数一覧表

（法人各役員用及び個人用）

中部運輸局岐阜運輸支局長　殿

宣誓書

　①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

　②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。

③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

　⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

　⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

事務所別車種別配置車両数新旧対照表

【旧】

【新】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　在　地 | 配　置　車　両　数 |  | 事務所名 | 所　在　地 | 配　置　車　両　数 |
| 乗用 | バス | トラック | 特種 | 二輪 | 合計 | 乗用 | バス | トラック | 特種 | 二輪 | 合計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  | 合　計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※下段は軽自動車数を記載